

## 静岡市敬老祝金及び敬老祝品贈呈要綱

### (趣旨)

第1条 静岡市は、多年にわたり社会に尽くしてきた高齢者に対して敬老の意を表し、もって福祉の増進に寄与することを目的として、敬老祝金(以下「祝金」という。)及び敬老祝品(以下「祝品」という。)を贈呈するものとし、その贈呈に関し必要な事項は、この要綱の定めるところによる。

### (対象者)

第2条 祝金及び祝品の贈呈対象者は、別表第1に掲げる要件に該当する者とする。

### (祝金の額)

第3条 祝金の額は、別表第2に掲げる額とする。

### (祝品)

第4条 祝品の品物は、別に定めるものとする。

### (贈呈)

第5条 祝金及び祝品は、毎年「敬老の日」を中心に、別に定める敬老事業の実施期間中に贈呈するものとする。

### (雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、祝金及び祝品の贈呈に関して必要な事項は、別に定める。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

#### (旧要綱の廃止)

2 静岡市敬老祝金及び敬老祝品贈呈要綱(平成15年4月1日施行)は、廃止する。

### 附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

#### (経過措置)

2 平成31年3月31日までの間は、改正前の静岡市敬老祝金及び敬老祝品贈呈要綱により、満77歳の祝金の贈呈対象者となった者については、この要綱に掲げる満80歳の祝金に係る規定は適用しない。

別表第1（第2条関係）

| 区分   | 要件  |
|------|---|
| 1 祝金 | <p>(1) 贈呈する年度（以下「贈呈年度」という。）の4月1日において静岡市内に住所を有し、かつ、贈呈年度の4月2日から翌年度の4月1日までの間に次に掲げる年齢に達する者</p> <p>ア 満80歳（傘寿）</p> <p>イ 満88歳（米寿）</p> <p>(2) 満108歳（茶寿）の誕生日において静岡市内に住所を有する者</p> |
| 2 祝品 | <p>(1) 贈呈年度の4月1日において静岡市内に住所を有し、かつ、贈呈年度の4月2日から翌年度の4月1日までの間に満100歳（百寿）に達する者</p> <p>(2) 満108歳（茶寿）の誕生日において静岡市内に住所を有する者</p>   |

別表第2（第3条関係）

| 区分        | 祝金の額     |
|-----------|----------|
| 満80歳（傘寿）  | 5,000円   |
| 満88歳（米寿）  | 10,000円  |
| 満108歳（茶寿） | 200,000円 |